

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 住民課 戸籍係	
許 認 可 等 名	埋葬, 火葬の許可	
根 拠 法 令	墓地、埋葬等に関する法律	
根 拠 条 項	第5条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5137)	
審 査 基 準	<p>○墓地、埋葬等に関する法律 第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。</p>	
	参 考 事 項	墓地、埋葬等に関する法律施行規則
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年 1月 17日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 即日</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年 1月 17日最終変更)